



平成 29 年 1 月 20 日

各 位

会社名 株式会社 西松屋チェーン
代表者名 代表取締役社長 大村 禎史
(コード番号 7545 東証第一部)
問合せ先 執行役員総務・法務本部長 小 紫 靖
(TEL 079-252-3300)

株主優待制度の変更（拡充）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株主優待制度の変更（拡充）について下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式への投資魅力を高め、株主様に中長期的に当社株式を保有いただくこと、また、株主様にお客様として当社店舗をより一層ご利用いただくことを目的としております。

2. 変更内容

現行の優待制度に加えて長期保有優遇制度を新たに設け、当社株式を3年以上継続して100株以上保有されている株主様（長期保有株主様）を対象に、年1回、2月20日を基準日として、以下の通り「株主ご優待券」（金券）を追加贈呈いたします。

		現行の優待制度 (今後も継続実施)	長期保有優遇制度 (今回追加・新設)
対象		100株以上保有の全株主様	長期保有株主様（※1）
実施回数		年2回	年1回
保有株式数	100株～499株	金券1,000円分/回	左記に追加（※2） 金券500円分/回
	500株～999株	金券3,000円分/回	
	1,000株～2,999株	金券5,000円分/回	
	3,000株～4,999株		
	5,000株以上		

※1 長期保有株主様とは、平成32年2月20日以降の毎年2月20日（判定日）から遡って、2月20日および8月20日の株主名簿に、同一株主番号で7回以上連続して100株以上の保有株式数が記載または記録されている株主様といたします。

※2 判定日以前の保有株式数にかかわらず、判定日の株主名簿に記載または記録されている保有株式数に応じて追加贈呈する金券の金額を決定いたします。

3. 変更時期

平成32年2月20日現在の長期保有株主様への贈呈分より長期保有優遇制度を実施いたします。(平成31年8月20日以前の基準日においては、現行の優待制度のみを実施いたします。)

以上